

竹原市総務文教委員会

令和2年12月10日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第 96号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
広島県市町総合事務組合同規約の変更について
- 2 議案第 98号 市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について
- 3 議案第 99号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第101号 竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第102号 竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第104号 竹原市地域振興基金条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第106号 令和2年度竹原市一般会計補正予算（第8号）

(令和2年12月10日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二
山 元 経 穂
竹 橋 和 彦
下 垣 内 和 春

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局主事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
総 務 課 長	岡 元 紀 行
企 画 政 策 課 長	三 上 満 里 子
財 政 課 長	向 井 直 毅
文化生涯学習課長	堀 川 ち は る
総 務 学 事 課 長	吉 本 康 隆

午前9時57分 開会

委員長（今田佳男君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

また、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第4回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

議案審査に入る前に、昨日連絡がありました市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生のことにつきまして報告を受けますので、よろしくお願いいたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様方には、お忙しい中、委員会を開催していただき、ありがとうございます。

昨日、皆様方のほうには第一報という形で状況をお伝えさせていただいているところでございますが、竹原市内在住者2名の方の新型コロナウイルス感染者が発生いたしております。1名の方は20代の方で、12月5日に発症をされております。発熱、咽頭痛、頭痛、倦怠感、背部痛などが症状としてございまして、結果的に12月8日に結果が判明いたしております。現在、宿泊療養施設に入所中ということで、他の事例との関連については現在県のほうで調査中ということで、県外の往来の歴はないというふうに伺っております。もう一名の方も20代の方でございます。12月6日に発症し、発熱、頭痛、鼻汁等の症状がございまして、こちらの方も12月8日に結果が判明いたしております。同じように宿泊療養施設に入所中ということでございます。こちらの方についても、他事例との関連は現在調査中で、また県外への往来はないという状況でございます。お二人とも、今申し上げたように、宿泊療養施設に入所中ということでございますので、症状とすれば軽症というふうに伺っております。

この状況が判明いたしまして、昨日、御承知のとおりだと思いますが、市長のほうでタ

ネットのほうに急遽出させていただいてメッセージを発信させていただいております。あわせて、市のホームページ、あるいはフェイスブックとか防災メール等々SNSのほうで状況の発信、あるいは市民の皆様への引き続きの注意喚起、そして感染者あるいは家族の方、病院関係者等への誹謗中傷等、そういった行為を慎んでいただく、絶対にしないでいただきたいということで発信をさせていただいております。

引き続き、市民の皆様には、小まめな手洗いとかマスクの着用、換気など、3つの密の回避をお願いするとともに、感染リスクが高まる5つの場面に気をつけていただいて、感染予防対策を徹底していただくようお願いしておりますし、先ほど申し上げたとおり、感染者、その家族等の皆様に対する誹謗中傷、差別というものをやめていただくように引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。また、今後、皆様方にお伝えできる情報というものがあれば、議員の皆さんあるいは市民の皆さんに周知と報告等をさせていただくように考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

何か質疑があれば。

松本委員。

委員（松本 進君） お尋ねしたいのは、先ほどの報告で、発症から判明というまでの間に日にちが何日かあります。それと、今回新型コロナということで、今までいろいろ報道されておりますけれども、結構それは感染力が非常に強くて、軽症といえますか、そういった無症状者のことを含めて感染というおそれがあるということで、一番いいのは、今調査中ということですが、どこで感染したのとか、そういった原因究明というのですか、それと対策が要ると思うのですけれども、一番市民として心配なのはどこまで情報開示ができるのかなということで、通常の病気の場合はプライバシーとかそういった保護をするというのは当然なのですけれども、今回は感染症ということでいろんな、拡大させる、感染させるというそこのおそれがあるから、そこはどうなのですか。調査が出た、明らかになった時点でどこまで情報公開ができるのかなと。そこまでの対策は早急に要るのでしょうか、そこらはどうでしょうか。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど申し上げましたように、感染経路等を含めて、それと今回の感染者に関する濃厚接触者等につきましても現在調査中ということでございます。これ

までの県内での感染における場合と同様に、感染経路であったりとか、具体的な濃厚接触者がどうかとか、どこで感染したかとかといったようなことにつきましては基本的に公にすることはなかなか難しいというふうには考えておりますが、東広島で起こっておりますような大きなクラスターというふうな形の中で、広く例えば呼びかけて感染者の把握をする必要があるということがあればそういったことも考えられるかも分かりませんが、基本的に今の情報というのはほとんどの場合、なかなか、当然感染者あるいはその家族の皆さんに対する誹謗中傷等を防ぐという観点からも広く公開するという事は難しいと思っております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一回確認というのは、確かに通常の病気と違って今度はコロナのそういう感染力というそこを前提にしているわけなのですが、だからどこまで開示できるかという面では、一番気になっているのは、市民として、竹原は今回2名の患者が出て、どこでそうなったのかなど。感染予防のためにはどうすればいいのかなということでは、プライバシーに配慮するというのは前提なのですが、感染源なり、そこを明確にして情報発信しないと逆に今度はうわさががと広がって、さっき言った誹謗中傷とかになってはいけないというのが、逆にそういうことを心配するわけで、その感染源をきちっと究明して、対策をして、これは大丈夫ですよという発信がぜひ要るのではないかと思います。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 感染源という部分は、特定するものがどういう状況になるのかというのはなかなか分からないと思いますけれども、現時点でいうと、感染経路というのはよほどのことがないとなかなか明らかになりにくいということがあると思います。実際に、既に感染された方と接触した上で感染をしたということが明らかであればその部分での感染の範囲というのはそこで特定されますし、あるいはまた感染された方の家族等が例えばいらっしゃればそういった方の検査等をしていく中で、そこから広がらないという対応を取っていくということでそこを防いでいく。

市民の皆さん方には、これまでどおりの、先ほど言いましたような対策、これまでお願いをしている対策というのをきちっと取っていただくと。3つの密を防いでいくとか、5つの感染リスクが高い場面を回避していただく、このような手洗いとかうがいとか、それからマスクの着用だったりとか、基本的なことを徹底していくということしか、なかなか

これを防止するという事は難しいのではないかとこのように考えておりますので、このように対応をしていきたいとこのように考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかによろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめんなさい。今の答弁を聞いていると、竹原市ではクラスターが発生しないというふうに聞こえるのですが、クラスターが発生しないような対応をしていかないといけないのではないですか。そのあたりに対しては今までどおりでなくて、もう少し、家庭内感染のことを含めてですけれども、対策というものは、表現してはいけないことが多いというふうに言われましたけれども、せめて感染経路が分かれば、感染経路の中で、私もそこにいましたということで自分でPCRを受けることができるような体制をつくっていただけたらと思うのですが。

市民の皆さんは不安ですよ。今までどおりやっておけば大丈夫ですと言われても、今一生懸命手を洗って、いろんなことをしていても私は感染してしまいましたという新聞の報道などもありますから、不安というところの払拭を市としてどのような努力をしているというのは表現していただきたいと思うのですが、そのあたりは難しいですか。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 竹原市内でクラスターが起こらないというようなことは、絶対にないというふうに申し上げることは到底できないと思います。ただし、市民の皆さんに、先ほど申し上げたとおり、確かに不安というのは皆さんお持ちだろうと思いますが、しっかりそこを、今まで以上に感染リスクをなくするという方向、あるいはいろんなところへの活動がある意味では自粛していただくという形を含めて、そういった対策という部分をしっかり今まで以上に意識をして、徹底して対応していただくということに尽きるというふうに私は思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） それでは、本日の議案審査に入りたいと思います。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載されたとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 本日は、議案第96号、議案第98号、議案第99号、議案第101号、議案第102号、議案第104号及び議案第106号の以上7議案につきまして説明をさせていただきます。

慎重な審議のほど、よろしく願い申し上げます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の都合上、審査の順序につきましては付託議案審査順序表のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第96号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） それでは、議案第96号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について御説明いたします。

議案書の7ページ、議案参考資料では同じく7ページでございます。

議案参考資料で御説明をさせていただきます。

まず、提案の要旨でございます。

本議案につきましては、関係地方公共団体と協議の上、広島県市町総合事務組合から、構成団体でございます世羅三原斎場組合が令和3年3月末に解散をすることに伴いまして広島県市町総合事務組合を脱退すること、及び脱退に伴いまして広島県市町総合事務組合同約を変更するものでございます。

規約の変更の内容につきましては、組合を組織する地方公共団体から世羅三原斎場組合を規約より削るものでございます。解散に伴いましての提案でございます。

規約の変更の期日は、令和3年4月1日でございます。

議案第96号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ないようですので、次に参ります。

議案第99号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案第99号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をいたします。

議案書の15ページ、議案参考資料では13ページとなります。

議案参考資料のほうを御覧ください。

議案第99号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案の要旨につきましては、地方公務員法におきまして、職員は条例の定めるところによりましてサービスの宣誓を行わなければならないと定められているところでございます。

今般、会計年度任用職員制度がスタートいたしまして、こちらの職員につきましてもサービスの宣誓を行う必要がございますが、会計年度任用職員につきましてはその任用の形態が様々であることから、それらの形態に応じた方法で行うことができるよう必要な規定を整備するものでございます。これは、会計年度任用職員の任用形態また任用手続が様々であることから、それぞれの任用に応じた方法によりサービスの宣誓を行うことができるよう国の通知に沿って改めようというものでございます。

議案参考資料の14ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

こちらの第2条でございますが、現行の条例におきましては、再度の任用、これは新たな任用におきましてもサービスの宣誓が必要であるということが規定になっておりますが、会計年度任用職員、本市におきましては約300名の方がいらっしゃいます。そうした300名の宣誓に対する対応が必要であること、また同一の会計年度任用職員を再度任用した場合には、前年に行った場合、改めてサービスの宣誓が必要となると、こういったものを改めるということで今回の改正を行う。またもう一点といたしましては、出先機関に在籍する会計年度任用職員が多いことから、条例で規定しております任命権者の面前で宣誓書の署

名を行うことが困難である、また年度当初における業務に支障が出るということが想定されることから今回署名をした宣誓書を提出することで足りるようとするよう改めるものでございます。

13ページにお戻りいただきまして、施行の期日につきましては公布の日とするものでございます。

議案第99号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ないようですので、次に参ります。

議案第102号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 議案第102号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書の23ページ、議案参考資料の25ページを御覧ください。

議案参考資料のほうで御説明をいたします。

まず、提案の要旨につきましてですが、新型コロナウイルス感染症によりまして生じた防疫等の作業に従事した職員に支給する特殊勤務手当の特例をこのたび定めるものでございます。

改正の内容といたしましては、感染者を収容する病院もしくは感染者等が滞在する施設、またこれらの施設への移動時の動線、または移動の車内におきまして新型コロナウイルス感染症から市民の方の生命、健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するものでございます。

2番目といたしまして、作業に従事した場合の手当の額につきましては、1日につき3,000円、感染者等の身体に接触した場合、または感染者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合には4,000円を支給するものでございます。こちらの額については、他市町においても同額であるということでございます。そして、考えられる具体

な作業といたしましては、特に今般、感染患者の移送のために専用の車両を導入したところでございます。こうした感染者の搬送に係る作業、こうしたものが主な業務になるかどうかというふうには考えております。その他、国の定める業務、また近隣他市町の業務等も勘案しながら適切に支給をしてまいりたいと考えております。

施行の期日につきましては、公布の日とするものでございます。

議案第102号については以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 関連になるので手当という部分での質疑に対してはどうかと私自身も思っているのですが、移送するときの職員の防護服というのはもう既に準備されているという理解でよろしいのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 感染症発生の場合につきましては、それなりの装備というものが需要であろうと考えております。そちらにつきましては、保健担当課のほうであらかじめ準備をさせていただきまして、こういった業務に従事する場合には万全な体制を取りながら従事するというふうを考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 再度確認で、保健所にあるということではなく、担当課にあるということの認識でよろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 今回のコロナに関連する業務につきまして、主なところは当然県の保健所が主に業務を進めてまいることになると思います。先ほど申し上げました感染患者の搬送につきましても、まずは県の保健所が搬送するということになっておりますが、クラスター等の発生により保健所の対応が困難となった場合、その場合には市に応援が求められるというふうに聞いております。そうなった場合には、今般準備しました搬送車両によって患者の方を所定の場所に搬送するということの発生が想定されます。そうした場合には、市の職員が、服装を含めまして、そういう完全な防備をした上でそういった従事に当たるものと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 職員を守らないといけないと思うのです、関わる人というものを。そうなったときに、保健所にはありますけど、そこまでの期間にロスがあるわけなのです。そういうことのないように大きい庁舎においてはもう必要とされるものというふうに私は認識しているのですけども、すぐに準備できるという理解でよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 総務課長。

総務課長（岡元紀行君） 装備につきましては、当然県が対応するものと同じものを準備しているというふうに認識しておりますが、ケース・バイ・ケースで必要なものは変わってくると思います。そうしたものは対応ができるものとして、それらを装備した上で準備できるように、当然県の保健所のほうとも連携を取りながら職員をまず守る体制というものは十分取ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第104号竹原市地域振興基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） それでは、議案第104号竹原市地域振興基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書は31ページ、議案参考資料のほうが同じく31ページとなっております。

議案参考資料のほう御覧ください。

議案第104号竹原市地域振興基金条例の一部を改正する条例案でございます。

1の提案の要旨にございますとおり、この改正につきましては、企業版ふるさと納税制度による企業からの寄附金を活用し、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する事業を推進するために基金の設置目的を見直すものでございます。

企業版ふるさと納税による企業からの寄附金につきましては、こちらの地域振興基金のほうへ積み立て、地方創生事業の財源として充当していくこととしておりますが、その際、この基金の要件として、この地方創生事業に対して充当するという、その目的のために設置しているということが明確になっている必要があるという内閣府のほうからの指摘

がありまして、もともとの条例ですと少し目的が広過ぎるということで1文を加えるものでございます。

議案の31ページを御覧ください。

中段の設置目的のところにございますとおり、(1)竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する施策というこの1文を入れることで、このたびの企業版ふるさと納税の活用が可能となっております。

説明は以上でございます。

委員長(今田佳男君) これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員(川本 円君) 今の説明の中に、設置目的の中に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する施策というような文言を入れるというお話でありました。これは、以前に同僚議員から一般質問等で、企業版ふるさと納税をぜひともやってくださいというやり取りの中で、実はある程度目的がちゃんとしたものをつくらないとそもそもこれができないというふうなことを伺った記憶があります。そうした上で、この基本目標の達成に資する施策というのを聞いて、もうちょっと具体的に、何をどうやるかというのが見えてこないのですが、それはお考えがあるのでしょうか。

委員長(今田佳男君) 企画政策課長。

企画政策課長(三上満里子君) 企業版ふるさと納税の制度を活用するに当たって、総合戦略に基づいた地方創生の事業ということで、まず地域が、自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化であるとか、地域雇用の創造等の実現を目的とした地域再生計画というものを作成いたしまして、それは内閣総理大臣の認定を受ける必要がありますが、今回その地域再生計画の中身において、総合戦略の掲げる基本目標ということで、仕事づくりであるとか、移住・定住であるとか、地域力の強化といったような分野での事業をまとめて計画にしておりますので、そちらへの充当を考えております。

委員長(今田佳男君) 川本委員。

委員(川本 円君) その計画というのは、私たちは見られるのですか。

委員長(今田佳男君) 企画政策課長。

企画政策課長(三上満里子君) 現在、認定の途中でですので、認定されればお見せするというか、御説明させていただこうと思っております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 確認でもう一回聞いておきます。ですから、何をやるかというのは個別具体的にもう決まって今申請している。その申請の許可が得れたら公表できるということによろしいですね。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 個別具体というところの程度にもよると思うのですが、ある程度どういった分野でという、例えば具体的に何々の施設を整備するというような、そういったそこまでの具体的なことではなくて、もう少し広い取り方での事業の分野というものが整理されているものですので、具体的な、詳細なものが記載されているわけではございませんが、ある程度の分野としては絞っているものになります。

委員長（今田佳男君） 以前、一般質問があったときは個別具体の細かいところの決まりがということだったと思うのですが、制度が変わって少しそれが緩やかになっているところの説明をされないといけないと思うので、そこをもう一度説明してください。

企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） すみません。説明が足りず、申し訳ございません。

制度のほうで改正されて、以前は具体的な個別の事業の計画を示して、それに対して充当するというような制度になっておりましたけれども、少しその辺の要件が緩和されて、もう少し幅広な表現、こういった分野ですというような形になって、より寄附を集めやすくというか、企業のほうが寄附をしやすくなるようなものを示すということになっておりますので、最終的に何の事業に充当したかというのは、それは報告として出す必要はありますけれども、寄附を受ける、受け付ける段階においてはそれほど細かい事業を提示するという必要がなくなっているということで、今の計画は申請しております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ですから、以前とは違ってちょっとざっくりで大まかなということですよ。

委員長（今田佳男君） そうです。

委員（川本 円君） もう一回聞きたいのは、大まかはいいいのですが、やる事業は事業としてやらなくてはいけないわけでしょう、集まった時点で。それは何かしらもう考えてあるという、ここで言って下さいというわけではないです。何かもう用意してあるという

解釈でよろしいですか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） ある程度こういったものという、想定しているものはございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（川本 円君） いいです。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑はありませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） すみません。今の話は、割とやりやすくなったというのはいいことだと思うのですが、ではそれはいつの時点でその法律が変わったのですか。議員からはあれだけ一生懸命早くしてくださいというのを言っていたと思うのですが、もう何年やっていたのですかね。それはいつ変わったのですか、その条例というのは。

近い時期ということでもいいのですか。

委員長（今田佳男君） 企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） すみません、正確なところが今ありませんけれども、今年2月にそもそも市の総合戦略の改正をしておりますけれども、おおむねそのぐらいの時期です。昨年度ぐらいで要件の緩和があったと記憶しております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） その後も一般質問はあったと思いますけれども、要はスピーディーにやっていただきたいということを言いたいだけです。議員からあれだけ一般質問でもう何年も何年もやって、できません、できませんという答弁でしたが、今回できるようになったということで大変いいと思います。基金に積むだけみたいに見えますけれども、早く現実になるように、基金に積むのが仕事ではないですから、地方創生しないといけないわけですから、ぜひその方向でお願いします。

委員長（今田佳男君） 答弁よろしいですか。

委員（大川弘雄君） スピード感を持って答弁をお願いします。

委員長（今田佳男君） 答弁をお願いします。

企画政策課長。

企画政策課長（三上満里子君） 活用できる体制というか、準備が整いましたので、以後はきちんとした受入れの促進もですし、それをきちんと活用した創生の事業の実施という

ものを速やかに進めていきたいと思っております。

委員長（今田佳男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第106号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、12月定例会に上程をいたします補正予算案について説明をいたします。

お配りいたしております令和2年度12月補正予算案の概要に基づきまして御説明をさせていただきますと思いますので、概要のほうを御覧いただければと思います。

このたびの補正予算案につきましては、職員の給与の調整、並びに人事院勧告に基づく職員の給与に関する条例の一部改正、及び令和2年4月1日付の人事異動等に伴い、人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整をするほか、市議会及び竹原市にタブレットを導入するために必要な経費、平成30年7月豪雨災害に対応するための経費などが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,285万5,000円を減額し、総額を174億3,056万6,000円とするとともに、繰越明許費の追加、及び債務負担行為の追加、変更を行う内容となっております。

歳出の補正内容につきましては、追加計上を行うものが衛生費、農林水産業費、消防費、災害復旧費、減額を行うものが議会費、総務費、民生費、商工費、土木費、教育費となっております。その個別の具体的な内容につきましては、3ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、3ページをお開きください。

まず、人件費の補正でございます。

3級から6級までの職員給与の調整並びに人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費等の過不足を調整するもので、ほぼ全款にわたり調整を行っているものでございます。

続きまして、中段でございます。

議会費、議員の報酬、活動に要する経費について、政務活動費交付金168万円の減額を行うものでございます。内容につきましては、竹原市議会政務活動費の特例に関する条例の一部改正により特例措置の期間が延長されたことに伴い、当該予算を減額するもので

ございます。

続きまして、下段となります。

議会費、議員の報酬、活動に要する経費について、タブレット端末導入事業経費447万2,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、議会審議等において資料作成等の事務作業の効率化、環境負荷の低減等を図るとともに、タブレット端末の活用により迅速かつ正確な情報の共有を行おうとするものでございます。財源につきましては、一般財源となります。

続いて、4ページをお開きください。

総務費、庁舎機器等管理に要する経費について、タブレット端末導入事業経費777万7,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、議会審議等において資料作成等の事務作業の効率化、環境負荷の低減等を図るとともに、タブレット端末の活用により迅速かつ正確な情報の共有を行うため、端末の導入を行うとともに、併せて無線アクセスポイントの敷設、LANケーブルの配線の整備等を行うものでございます。財源につきましては、一般財源となります。

続きまして、中段です。

総務費、市税過年度償還金等に要する経費について、市税過年度還付金及び加算金経費98万4,000円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、予定申告で納付をされました法人税割額より確定申告による法人税割額が少ない事業所が多かったことにより、法人市民税の還付額が例年に比べ多額となり、予算に不足が生じたため、追加が必要となったものでございます。財源につきましては、一般財源です。

続きまして、下段になります。

民生費、自立支援給付に要する経費について、システム改修委託料198万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、令和3年度に予定をされております障害福祉サービス報酬改定に対応するため、障害者自立支援給付審査支払い等システムの改修を行うものでございます。財源につきましては、国庫支出金を86万1,000円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

次に、5ページになります。

民生費、後期高齢者医療に要する経費について、後期高齢者医療会計事務費繰出金167万2,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、令和3年1月に施行される税制改正に伴う後期高齢者医療広域連合電算システム改修に必要な経費について一

般会計から繰り出しを行うものでございます。財源については、一般財源となります。

最後に、災害復旧費、農林水産施設災害復旧に要する経費について、災害復旧工事費4,000万円の追加計上を行うものでございます。内容につきましては、平成30年7月豪雨災害による農林水産施設災害復旧事業において、査定設計に基づき計上いたしておりました当初予算額に対し、実施設計を施したところ当該予算に不足が生じたため、予算の追加が必要となったものでございます。財源につきましては、国庫支出金を3,968万円、地方債を10万円、分担金を15万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

以上が歳出予算案の内容となります。

1ページにお戻りください。

歳出予算の説明に合わせて特定財源につきましては触れましたので、歳入の個別の内容については説明を省略させていただき、財政調整基金繰入金を9,087万5,000円減額し、最終的な収支の均衡を図っております。

続いて、繰越明許費の補正について御説明をいたします。

7ページをお開きください。

順番に説明させていただきますと、まず総務費、戸籍システム改修事業及び戸籍附票システム改修事業につきましては、国からのシステム改修仕様書の提示の遅れにより年度内の改修作業の完了が見込めないため、繰越しを行うものでございます。

次に、衛生費、指定避難所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業につきましては、地域交流センター空調改修工事に必要な空調設備機器の年度内調達が困難なため、繰越しを行うものでございます。

次に、農林水産業費、緊急自然災害防止対策事業につきましては、災害復旧に係る需要の増により必要とする工期が確保できないため、繰り越すものでございます。

次に、商工費、旅行者受入れ環境整備事業につきましては、JRとの協議に不測の日数を要したことなどにより、繰越しを行うものでございます。

次に、土木費、市道忠海中学校線道路改良事業及び緊急自然災害防止対策事業につきましては、災害復旧に係る需要の増により必要とする工期が確保できないため、繰り越すものでございます。

次に、土木費、竹原駅前賑わい空間再生事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、竹原駅前エリアウォークブルビジョン策定に関して関係者との協議に

不測の日数を要したため、繰越しを行うものでございます。

次に、土木費、新開土地区画整理事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により施行区域内の関係地権者との協議に不測の日数を要したため、繰越しを行うものでございます。

次に、災害復旧費、平成30年公共土木災害復旧事業及び平成30年農林水産施設災害復旧事業につきましては、災害復旧に係る需要の増により、工期が来年度にわたるものについて繰越しを行うものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明をいたします。

まず、竹原市火葬場指定管理料につきましては、令和3年4月より指定管理者制度を導入する竹原市火葬場の指定管理料について、当該施設の管理期間及び限度額について定めるものでございます。

次に、校内通信ネットワーク管理に要する経費につきましては、令和2年度に整備されるGIGAスクール、校内通信ネットワークの運用保守委託料について、その期間及び限度額について定めるものでございます。

次に、市立竹原書院図書館指定管理料につきましては、令和3年4月より指定管理者制度を導入する竹原書院図書館の指定管理料について、当該施設の管理期間及び限度額について定めるものでございます。

続きまして、変更でございます。

樋門維持管理に要する経費について、広島県から権限移譲を受けた本川排水機場の維持管理業務につきましては、委託業者のゲート操作、待機回数の実態に合わせて変更したことにより委託料の増額が見込まれるため、債務負担行為の変更を行うものでございます。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、ここで説明員の入替えを行います。

総務企画部は退出していただいて結構です。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

委員長（今田佳男君） では、再開いたします。

議案第98号市立竹原書院図書館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 議案第98号市立竹原書院図書館の指定管理者の指定についてでございます。

議案13ページ、及び議案参考資料11ページを御覧ください。

管理を行わせる施設、市立竹原書院図書館。指定管理者となる団体、株式会社図書館流通センター。所在地、東京都文京区大塚3丁目1番1号。代表者名、代表取締役、細川博史。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

本日お配りした市立竹原書院図書館指定管理候補者の決定についての資料で御説明いたします。

指定管理候補者は、先ほど説明いたしました株式会社図書館流通センターです。資本金約2億6,000万円。従業員数約8,500名。業務実績は、図書館運営事業として公共図書館等の業務の受託が全国538館、うち指定管理は366館となっております。主な業務内容としましては、図書館用書籍の販売、加工等を行っています。

次に、指定管理候補者の選定までの流れについてですが、9月25日、指定管理候補者第1回選定委員会を開催し、募集要項、仕様書、選定基準の協議を行いました。10月1日から10月30日の間、指定管理者公募、10月7日、現地見学会を実施しました。応募は、株式会社図書館流通センターの1社でした。11月13日、指定管理候補者第2回選定委員会でプレゼンテーション審査、採点を行い、1000満点中862点で最低基準点600点を満たしており、指定管理候補者として決定いたしました。

提案内容につきましては、通常業務は引き続き実施、7名体制での提案を受けております。新規提案といたしまして、祝日開館の実施、映画会、歴史講座、社会人講座等各種イベントの実施や、ヤングアダルト、中高生のボランティア組織の発足、歴史郷土資料のデジタル化等、新たな視点での提案がございました。

指定管理料につきましては、提案額、5年間総額で2億6,859万円でございます。

今後のスケジュールにつきましては、資料に記載しているところですが、今期市議会定例会で指定管理者の指定議案の議決をいただいた後、来年1月から3月にかけて事務引継、及び市民、関係者への広報等を行い、令和3年4月から指定管理者による運営開始を

考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） お聞きします。今回の指定管理者制度、今回適用ということなのですけど、そもそもその目的とは何ですか。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置目的を効果的に達成するため、平成15年9月に創設された制度でございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） では、指定管理料についてお聞きします。5年間で2億6,859万円、年間でいうと5,300万円ということになっておりますが、これは今現在かかっていた金額からいうと大分安くなっているというふうに解釈していいですか。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 現在、指定管理の基準額については、現状の費用を適切に積算して、募集要項には基準額として掲載しております。これまでの費用から下がったかということになりますが、積算するに当たって令和3年度決算見込額を積算いたしまして、その決算見込額との差というのは少し下がっております。

具体的に金額を申し上げますと、直営で実施した場合の令和3年度の決算見込額は年間で5,790万円ぐらいを積み上げております。今回提案額が5,371万8,000円でございます。その差額約400万円が減額、実際市が直営で行った場合との差と見ております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。安くはなっているわけですね。

それと、今回の株式会社図書館流通センターのほうでという話なのですが、業務内容のところで、通常業務は引き続き実施で、現行9名から7名体制でやるということになっておりますが、この人事の配置とかというのはどういった、何か形態が、人が替わるの

でしょうか。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 今回、今図書館のスタッフというのは、市の職員、常勤の職員、正職2名と会計年度任用職員7名で運営しております。今後は、図書館流通センターのスタッフ、図書館流通センターが雇用されたスタッフで運用していただくことになっていきます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） ということは、同じ人間ではなくなる可能性があるということでしょうか。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 提案していただくに当たり、募集要項には、現在のスタッフを優先的に雇用していただくようにということの要項を入れております。事業者からも、まずは現在雇用されている方の意向を確認した上で、もし足らなければ新たな方を雇用してというような形での提案を、予定を伺っております。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。

最後に、今フジのテナントの一面で図書館をやられておりますが、あれは仮の姿ということで、行く行くは、いつかはよく分かりませんが、決めたところに新しく図書館を開くような話を聞いておりますけども、そうなった場合に今回の指定管理料、5年間の総額というのはもし場所が変わった後もこれは変わらずということでしょうか。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） もし、変わって移転する場合は、そのままの金額でいかどうかはそのときの判断というか、全く状況が、環境が変わって必要な経費が出てくるかもしれませんので、そのときはまた改めて積算する必要があるかと考えます。

現在、仮移転という状況で、フジテナントの中で運営はしているのですが、もし場所が変わって新たな場所ということになった場合ですね。そのときは、状況に応じた積み上げ、場所も環境も変わるわけですから、改めて協議の必要があるのではないかと考えております。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 補足をさせていただきます。

図書館の設置条例には所在地もございまして、場所が変わる場合については条例変更が当然伴います。その際に、今、課長が御説明申し上げたように、もし管理費用について変更があるようであれば、併せて指定管理料の補正ができませんから追加の補正予算というふうな形になろうと思いますので、あくまでも今回5年間の限度額は限度額として有効でございますので、その都度もし追加の費用が発生したらその部分だけ補正をしなければいけないというのが条例と申しますか、ルール上の流れとなりますので、今現在の御質問に対しては、もし変更があれば設置管理条例の変更と併せて補正予算が伴うものというふうに御理解いただければと思います。

委員（川本 円君） 分かりました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 何点か御質問をさせていただきます。

先ほど指定管理をする理由というか、住民サービスの向上、これはもちろん大事だと思う市民サービスです。そして、経費の削減、予算の削減、ここも大事になってくるのかなというふうに思っております。

今年度の当初予算で、図書館費が5,657万円というふうになっております。このうち、人件費が正職の2人で約1,600万円、会計年度職員が1,700万円ちょっと出るぐらいですか、合わせて3,341万円となっております。これは、もちろん正職の2人を含む、会計年度職員7名の9名でそれだけの予算が要るわけですけど、先ほど令和3年度の決算見込みが5,790万円ということで、それから比べると5,371万円なので約400万円削減されているというふうにお伺いはしたのですが、実質これは、ここに正職員さんが今度2名抜けられて、竹原市の支出からすれば人件費が2人分増えて、図書館費は減ったとしても竹原市全体の人件費としては増えてくるわけではないですか。そういったところをどんなふうにお考えかお聞かせください。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今、委員のほうから御提案、確かに正職員2名が引揚げをしますので、その部分については図書館費だけで考えられない部分がございます。そこについては、教育委員会としてどこまでお答えできるかというのがありますが、私の立場上でいくと、財政健全化計画の上では実際の定数管理というところで職員の採用の調整、例えば今回で申し上げますと図書館定年退職者が1名ございますが、その

部分については不補充という形で全体での人員調整を行ってまいりますので、その辺のところでは財政健全化計画の中で全体調整をしているというふうに御理解をいただければと。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） なかなか見えにくい部分があって何とも言えないところがあるので、我々からすれば、安ければいいというものではないのですが、実質その2人分を引いたものが予算になるべきではないかなと。多少のプラスはあったとしても、マイナス400万円であれば、2人分から考えればここは竹原市全体から見ればプラスになるというような思いがあるのですが、どちらにしてもそういった1人退職者が出ているということで、差額とすればあまり、そんなに差がないのかなということ。

あともう一点、サービスの面で聞かせていただきたいのですが、土日を今やられていて、祝日も今度——定休日が月曜日ですか——やられるということなのですが、時間をもう少し延長できないかという声の前からあると思うのですが、その辺について指定管理者とどのようなお話になっているのかお聞かせください。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 確かに、今の開館時間、条例どおりの開館を求めて、それ以上の改善を求める提案ということで、募集要項で募集いたしました。選定委員会の中での質疑の中で、時間延長のことが委員のほうから質問がございまして、それに対しては、今、休日を開けるという提案をさせてもらったのはシフトがワンシフトで回る、1日7.5時間の勤務の方、もし現状で時間を延長するとなるとシフトをもう一つ組まないといけなくなる、そういったことからまずは祝日開館ということで提案をさせていただいているというお答えがございました。

委員長（今田佳男君） 高重委員。

委員（高重洋介君） そうですね。まずはやってみてからということで、行く行くはそういうことを考えながらシフトのほうをやっていくということによろしいですか。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） これは費用面のことにもなってくるのですが、限られた費用の中で効率的に人員を回すというところの中で、費用の面という部分の課題はございますが、状況を見ながら、指定管理者との話をしながら考えていきたいと思っております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑，道法委員。

委員（道法知江君） 社会教育施設としてということを見ると，当然効果とか，効率とか，市民からの高い満足度というのは求められる，引き続き。今までの竹原市の書院図書の指定管理の選定の結果というのを見させていただいたのですが，審査会の内容というのがこの委員会で説明が不足ではないかなという思いがあるのですが，要は効果，効率というものが，指定管理にすることによって市民から高い満足度を得られるかどうかというのが一番視点になるのかなとは思っているので，その点についてお伺いさせていただきたいのと，あと業務の提案ということについては今後その部署で対応ができるもの，連携ができるものなのかということをお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 市民の満足度の部分でございます。

先ほど次長が申し上げましたように，全庁を挙げて財政健全化に取り込んでいる状況がございます。そういった中で，指定管理者制度の導入を判断いたしました。その状況の中で，我々としては，施設のサービスの維持向上を図りつつ，安定した運営を追求しなければいけない，そういったことは認識をしております。こういったことから，募集要項の中には図書館の運営の実績がある事業所，あと移動図書館の運営実績がある事業所ということで，経験のある事業者を想定した募集を行いました。

こういったことから，図書館流通センターということで応募があったわけですが，図書館流通センター，説明をいたしましたように，指定管理者を全国で366館受けているということで，そういったノウハウを生かしながら今後満足度を充実させていただくことが期待できると考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今回の指定管理に関しましては，先ほど正規職員の定年退職等，我々が，いわゆる組織力といいますか，組織が持つ力を考えたときに，正規の職員を今後永遠に張りつけていくという部分では当然図書司書の資格を取らせたり，そういった職員を育成していくという部分では館長が，そもそも会計年度職員だから悪いという意味ではなくて，従来正規職員が館長を務めていたときから比べるともう図書館は20年近くそういう臨時職といいますか，館長職も会計年度の職員に委ねてきている実態がございまして，そうしたところでいくと，これはあくまでも私の私見のような御答弁にな

って申し訳ないのですけども、やはり組織力が弱ってきているなというのが図書館の実態だったのだらうと思う。だから、その部分では、改めて組織づくりをしていく部分では、組織の運営力を持った指定管理者にまずは運営をしていただいて、例えば今回管理運営計画というのを8月ぐらいにお示しさせていただいたと思うのですけれども、ああいった内部的なマニュアルそのものがあるようではなかった、そういうことを今一つずつ整理をしていく中では、民間にそういった力を持つ業者さんがいらっしゃいますので、今回は歳出削減と言いましたが、我々は正確には歳出を抑制したいという部分で指定管理制度を導入する経緯に至っております。

なので、今回はそういった管理運営能力を持っている業者さんはもちろんなのですが、その中で、今言いました現行9名の中で7名は会計年度職員ということで、なかなかこの部分で新たな企画力を持たせて市民サービスの向上に努めるというのがここ数十年来できていない部分が正直なところでございますので、その新たな企画、新たなそういうイベントであったり、そういう部分を企画していただけるきちっとした組織の中でそういう体系立てて運営していただけることが指定管理の導入だろうというようなことで、その部分については、長くなって恐縮ですが、審査の結果について公表させていただいた中で、特に職員の配置、人材の確保、育成計画、それから事業運営の実施計画、利用者増に係るサービス向上計画、こういったところの御提案をいただきましたので、そこについての評価が、外部の委員が3名いらっしゃいますけれども、それぞれ審査結果については高い評価をいただいたというようなことで、今後はこの5年間で、一定にまたモニタリングという形で市民の皆様とともに成果を検証していければというふうに考えている。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 歳出の抑制ということと併せて人件費の削減とか、それがイコール、将来的には市民サービスの低下につながらないようにしなければいけないということを考えます。

蔵書のものがかなりあって、多くの学校の空き地のスペースをお借りして置いてあるという実態があると思うのですが、このことについても整理ができるものなのかということと併せて伺いたいと思います。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 竹原書院図書館、蔵書数20万冊ということで多く

抱えております。委員言われるように、田万里の元小学校の校舎に置いております。同規模の図書館のあるべき姿ということは、管理運営計画を定めた中でうちの規模であれば15万冊ぐらいだろうということで、そういったこともこれからは整理していく方向で考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） そもそも市立竹原書院図書としての仕様書というのをずっと見させていただいたのですが、これに沿うような、またはそれ以上のものにしていくということを踏まえた指定管理者制度ではないかなというふうに思うのです。そうならないといけないというふうに思うのですが、既にこれは仕様書の中にもできない部分というのが非常に多くあったと。これに対して、今後は指定管理として改善できる、蔵書の整理等も含めてだと思っておりますが、していただかないといけないというふうに思っています。

それで、書籍の流通ということの会社であるというふうに書かれてありますけれども、地元の書店とかというところに対する不利な状況にならないものかということをお伺いさせていただきたいと思うのですが。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 図書館流通センターということで、図書の販売、加工、図書館用図書としての加工をしての納品というような事業をされておられます。図書館流通センターが持たれている書籍というのが新書であったり、有名な人気のある書籍は常に在庫があるのだけれども、それ以外のものは常に持っているわけではないということで、そういった図書館流通センターが持っていない書籍というのは地元の書店から購入ということをおこなってまいりました。

以上です。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 再度伺いたいと思うのですが、市との連携です、調整、連携。これは今後どのようにされていくのか、定期的に行われるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） 指定管理者制度に移行して、もうそのままお任せという状況ではございません。設置者として指定管理者との連携、先ほど次長も言いました

ように、定期的なモニタリング、報告を求めながら、また課題、問題点があれば市から指導ということをしていただく、そういった関係で、今後も市立竹原書院図書館がいい形で市民サービスの向上を図りながら運営ができていくように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） それでは、何点かお聞きしたいのですけれども、1つは、先ほどから指定管理者になった場合の住民サービスの向上ということでいろいろ質疑が展開されました。私もそこが一番気になる所といたしますが、大切なところの一つなのですけれども、以前に、この指定管理者の条例のときに私が指摘したのは、市が直接図書館業務を行う場合にはいろんな業務のノウハウとかいろんな問題を把握して、対応するというのは人のことが要るのですけれども、まずいろいろ課題をつかんだり、いろいろ内容をつかむことができる。しかし、それが指定管理者、民間事業者になった場合は、そのノウハウとか専門性なんかはその企業が持っている独自の一番大切なところですから、それは継続性が困難になってくるのではないかとということを申し上げました。それは、今回でも5年間の指定管理者の指定期間ということがありますし、この業者が永遠にということでは決してありません。ですから、そういった事業の継続性というのを、ノウハウとか専門性の継続性が私は困難になってくるのではないかと前に指摘したのですけれども、そこはそうではないですよという、何か契約上特別に結ばれているのかどうかを確認しておきたいと。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 先ほどの答弁と重複することもあるかと思いますが、我々、今現行の組織が持っている力、これについてある意味自己反省をした上で今回指定管理ということの制度導入の判断をしておりますので、委員がおっしゃるむしろ逆で、ノウハウについてはもう全国的に公立図書館を運営している実績があるということで、例えば館長職なんかは既に人選を始められているかもしれませんし、例えば古文書を読む力を、能力を持った社員さんが全国の中でいらっしゃるといって、プレゼンテーションの中でも御回答いただいているというようなことで、ノウハウに関してはむしろ今我々が持っている実力よりも多いところがあるのではないかと判断をしております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確かにそういったノウハウとかを持っておられるのだろうけど、私

が言ったのはそういうノウハウを市民サービスに生かす上で、継続性、その5年だけで終わって後はないよというなら別なのですが、これは将来にわたっても継続して蓄積して市民サービスの向上に努めなくてはいけないということで、気になるのは、そういった特別な契約が私は要るのではないかなということについては明確な答弁をお答えしていただけていませんでした。

それで、次のことについてなのですけれども、企画力というのが先ほどありました。私は、問題なのは今の会計任用制度の職員だからそういう継続性で、企画力といいますか、それは困難だということを反省されて、その要するに人の配置の問題だと思うのです。ですから、そういった課題が分かっているそれを逆に今度は正規職員ではなくて民間ということで、大変気になって先ほどの事業の継続性等のことについても伺ったわけです。

それで、そういう人の配置が大切なことになってくると思うのですが、今度は、民間の中では現在の9名の職員、会計年度職員を含めて9名の対応が今度は7名になるという面では、相当今の事業がたくさんあるのに9名が7名になってくるということになったら、そのいろんな職員、さっき言った専門性とかノウハウがあるから対応できるのよということになるのかなのですけれども、先ほど古文書の整理などは特別な人をそこに配置して継続的に整理したり保存したり活用したりということがどうしても必要で、ただ会社としての職員、その職員の一部門をここに充ててそれができるかどうかというのが大変気になるところなのです。ですから、きちっとした、9人の分が7人に減る、その中で古文書の整理担当とかそういったのを含めた特別な位置づけが要ると思うのですが、その点はどうなのでしょう。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） スタッフ7名の提案があったという御説明をさせていただいているのですが、こちらは、7名というのは人役ということで伺っております。現在の体制は、フルタイムの正規職員2名と週30時間勤務の会計年度任用職員でございます。事業者がプロの図書館人を育てるということで、原則フルタイム雇用を考えたいという御提案でございました。フルタイム勤務、週37.5時間と週30時間との差がありますので、提案の体制での業務というのはカバーできると考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） フルタイムということがあって、それで人件費は、さっき出てきた

のは、人件費で見たら大分減るということでは確かに市の職員の分と民間の賃金とは違いがあるのかも分かりませんが、確認になりますけれども、職員の配置というのは会計年度を含めて9人だったのが、会計年度の場合は特に企画とかそういった分の運営に時間が足りなかったという、この概要の中の現状というのがありますよね。だから、こういった問題は、そういう7名に減ったとしても、新しい行事や企画などはほとんど時間が取れなかったけれども、新たな体制ではそこは対応が十分できるということと、そして古文書の整備の分は特別に就ける必要があると思うのですが、そこをもう一回確認させてください。

委員長（今田佳男君） 文化生涯学習課長。

文化生涯学習課長（堀川ちはる君） まず、古文書の専門職を配置できるかという、史料専門の担当者を配置するよにということをお願いをしております。ただ、今提案の段階ですので、これから打合せ、引継ぎ等を行う中で、竹原書院図書館の現状の状況を踏まえた上でサービスの向上、そういうことに努めてまいりたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確認なのですが、私が勘違いしていたらお答えしてもらいたいのですが、図書館の議案の分で指定期間のことを聞きたいのと、補正予算のもので確認したいのがあります。これは、指定期間というのは令和3年、来年の4月1日から5年間という提案ですけれども、それと補正予算の分で債務負担行為の分が令和2年度から、2年度というのは今ですよ。2年度から7年度までというようになっているから、2年度からというのはどういう意味かなど。先ほど引継ぎは来年に入ってからという、これが決定したら来年1月からということになるのか。この提案では、指定管理というのは令和3年4月1日からということになっておりますので、補正予算の債務負担行為の関係を説明していただければと思います。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、指定期間が5年間ということで、令和3年度から令和7年度の5年間でございます。債務負担行為につきましては、実質予算を伴うのは令和3年度からではございますが、今後協定なりいろいろと、債務を確定する協定に基づいてその後全てが回っていきますので、その諸準備をするために今年度から、今年度予算は伴わないけれども、そういう債務を負担する行為をやっているんですか、まさに債務負担行為ということでございますので、2年度からということで御理解いただければと思いま

す。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 目的が市民サービスの向上ということで、そこは一丁目だと思いますけども、提案の内容は祝日開催であったり、資料のデジタル化であったり、いい方向だとは思いますが、いろんな意見がありまして、これに対してどうかなという意見も聞こえてまいります。

そこで、入札、指定管理という入札に対してのことですけども、市民サービスの向上はこの内容であります、競争あつての民間の企業だというふうに考えます。今回は1社での応札でありますので内容は少しだけ見えますけども、これが2社であればまた変わってくるのかなという思いがあります。このあたりについて、2社、3社に応札していただける工夫というのはされたのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、今回競争入札ではないということで、競争入札が価格で選ぶことに対して、プロポーザルについては提案を基準に選ぶということが基本であろうかというふうに思います。

今回1社だけの応募ということについては我々としても残念ではございますが、提案する以上は提案するだけの能力を持ち合わせていないと提案できないというようなことで、ある程度競争入札とプロポーザルの比較においては公平性が少し劣るのかなという部分は正直思いますけども、プロポーザルについてはその提案の中身がしっかりしていれば1社であっても有効であるというふうに我々は理解をしております、2社、3社、複数になるように努力をしたのかという御質問でございますが、これについては申し訳ございません。そういった、例えば業者さんにお声がけをするというようなことは我々としてはいたしかねますので、努力をしたかという御質問に対してはしていないというようなお答えにしかならないということで御理解いただければと。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 内容が大事ですから、プロポーザルという方式がいいと思います。しかし、プロポーザルであっても、これが2社、3社であればその中から一番いいのを選べばいいので、600点以上あればいいという問題ではないと思います。同じ点、例えば900点あつたにしても内容が竹原市に向いているということがあるでしょうし、そこら

も考えないといけないので、できれば皆さんは競争原理を働かせてほしいというのは思っているのではないのでしょうか。そのあたりがどうも引っかかる点ではあると思います。これだと随意契約みたいに見えてしまうのです。ましてや、業務内容が本の販売まで入っていますから地元の方は嫌がる場所があるようで、ぜひ次からは、やりづらいでしょうけれども、複数で競争原理を働かせていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） プロポーザルとかコンペそのものが随意契約でございますのでどういう形を取っても随意契約にはなるのでございますが、競争原理というところでいくと、現在においても図書館流通センターから本を購入しておりますし、図書館流通センターになっても地元からの書籍購入はあるということで、大きく形態が変わる部分ではないというふうにそここのところは御理解をいただきたいと思います。

できるだけ、今回市内の事業者の育成というような御指摘もあろうかと思いますし、まずは人材育成の中から市内でそういった起業ができるような形に持っていけたらと我々のほうも感じておりますので、まずはこの5年間でしっかりと基礎固めをしていただければというふうに感じております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 人材育成というのは大事なのでぜひお願いしたいのですが、関連でここで経験した人が起業していただければいいのかなと思いますが、そのためには普通、この指定期間ですけども、指定期間はバンブーにしても下水道にしても大体3年でやっていますよね、指定管理って。それが今回は、ほかのもありますけども、一遍に5年から始まるということはどうかなと思う。まず3年で試運転していただいて、様子を見ながら、まだ人材が育っていないということであったり、非常に素晴らしいということであれば次のときは5年とかというふうに今までやってきたような気がするのですが、この5年間というのはその人材育成には必要な期間なののでしょうか。5年間の理由を教えてください。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、公の施設の指定管理に関する基本指針というのが平成20年8月に、本市において指定管理の基本指針はこれが基準になっておりまして、その中で指定期間は3年から5年が望ましいという基準がございますので、その部分については3年ありきではなくて、今、委員のほうからもおっしゃっていただきまし

た例えば人材育成であったり、投資する施設、設備等の期間であればむしろこの3年から5年を改めなければいけない時期にも来ているのではなかろうかというふう感じておまして、我々としては人材育成、もしくは継続した図書館の運営、今回でいうと公共施設の指定管理の中でも収益性が全くない施設、これは竹原市の中の指定管理で初めてでございますので、そういった意味では5年間の期間でしっかりと基礎固めをしていきたいということで5年にさせていただきました。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第101号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 議案書21ページ、議案第101号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案でございます。

参考資料の24ページに新旧対照表を示しておりますので、そちらを御覧ください。

別表第1、竹原市立忠海小学校の項を削り、別表第2、竹原市立忠海中学校の項を削ります。そして、別表第3、義務教育学校の名称、位置として竹原市立忠海学園、竹原市忠海東町3丁目9番1号を加えます。

最後に、附則として、この条例は令和3年4月1日からの施行としております。

根拠法令とあわせて参照法令についてはその前のページ、23ページで示しておりますが、地方自治法第244条の2において、普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めのあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとなっております。学校教育法第2条としては、学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみがこれを設置することができるとなっております。これをもって今回条例の改正案を提出させていただくものでございます。

具体的に申しますと、来年度から忠海小学校、忠海中学校を義務教育学校、忠海学園としてスタートさせようというものでございます。平成24年4月に開校いたしました施設一体型の小中一貫校でございますが、5年間で小中ギャップの解消、それから道德教育の

推進等の様々な点において成果を残してまいりました。今年度から学校運営協議会の設置がスタートしておりますというふうに次なるステージに入ったところでございます。この新たなステージに入った今、これまで培った小中一貫教育をさらにバージョンアップさせ、学校を進化させたいというふうに考えているところでございます。

ここで、これまでの経緯や義務教育学校について少し補足説明をさせていただきます。

義務教育学校は、平成28年、学校教育法の改正で新たな学校教育制度として新設をされたものでございます。竹原市においては、これを受けて平成30年4月に吉名学園を義務教育学校としてスタートさせ、小中一貫教育の新たな形として成果等について検証をしてまいりました。施設一体型小中一貫校の忠海小学校、忠海中学校は、平成27年4月に開校しておりますので、その後に義務教育学校の制度が新設をされたものでございます。

ここで、義務教育学校になるとどう変わるのかということを中心に、大きく4点について説明をさせていただきます。

まず1つ目が、9年間一貫した一つの学校になるということです。2つ目が、小学校と中学校の区切りがなくなりますので、全ての教員で第1学年から第9学年を担当してまいります。3つ目が、前期課程、今までの小学校部分のことを前期課程と申しますが、ここに教科担任制を導入してまいります。4つ目、9年間の忠海学園独自の特色ある教育課程を編成することができるということになってまいります。

竹原市内では、吉名学園が先行して義務教育学校としてスタートして3年目になりますが、様々な取組を通して全ての教職員がチームとして全ての子供たちの教育をしております。保護者からの評価も大変高く、今年度より学校運営協議会とも積極的に連携をしながら新たなステージに入っており、忠海学園にもこういうことをつなげていきたいというものでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 質問したいのは、前の説明のときもあったのですが、現在の忠海小学校、中学校が廃止になって新しく忠海学園になるということの今説明があつて、内容の概略は4点にわたって説明がありました。

そこで、前のときも教職員の数といいますか、職員数はどうなるのかなというのをお聞

きしたときに、校長先生が2人いたのが1人になるということは聞いたのですけれども、そうなった場合は本来2人、小学校、中学校それぞれいた校長先生が1人になるということになれば単純に考えて業務量そのものが増えるという思いがあるわけですが、その体制の強化といいますか、補強といいますか、そこはどういう形で人の配置がされるのかどうかを含めて聞きたいのと、それで職員の数というのは全体で今何人小学校、中学校におられて、それが忠海学園になった場合は職員数が前は変わらないという確認をしたと思うので、そこをもう一回確認しておきたい。それだけです。

委員長（今田佳男君） 総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 今おっしゃられたとおり、定数については、校長が1名になります。とはいえ、現在も忠海小学校、忠海中学校で1名体制でやっております。これは、忠海中学校の校長が忠海小学校の校長を兼職しているということでございますので、現在と状況的には全く変わりございません。

あわせて、教職員の定数についても、これはもう法で定められておりますので、教職員定数が前期課程で何人、後期課程で何人というふうに定められております。義務教育学校の定数というものではございませんので、これも変わりはありません。一つの学校になるから人数が減るというものではございません。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう一つは、義務教育学校になって9年間一貫した教育ができること、カリキュラムということがありまして、そこで特徴的なのは教科担任制を導入されるということで、先ほど私は職員の数が変わるのかなと思ったりしたのですが、教科担任制は算数とか国語とか、どの教科を何人配置されて、前と先生は変わらないと言われるわけですが、そのところを説明していただけますか。

委員長（今田佳男君） 総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 具体的には義務教育学校自体の人配がはっきりしてということにはなると思いますが、想定として、現在忠海小学校、忠海中学校ではグローバルスクールというのを軸に教育課程を作成しております。今後、忠海学園としては、このグローバルスクールという柱を新たな教育課程として、軸として進めていくというふうには考えております。

そういう意味では、例えば英語、外国語教育、これは今年度から小学校5年生から英語

科に変わっております。これは、現在は小学校の教員が英語を教えたりしておりますが、こういうのが、例えば来年度からいうと小学校の5年生から、中学校の教員、英語の教員が5、6、7、8、9年生全ての英語を指導するということが一貫性が出てくるということが考えられますし、例えば今現時点で算数、数学については中学校の教員がTTで小学校5年生、6年生の補強に入ったりして、補助をしたりして指導に当たっております。あとは、例えば音楽、こういう教科についても1人の教員で1年生から9年生までの音楽を担当するということが考えられます。ただ、最終的には、これは人配が決定してになりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今の話を聞くと、気になるのは、英語のものでは今度は小学校の高学年のところに行くということだったら、今先生が中学校でやられていた、教えていたコマ数というのですか、それが英語の先生なりのところでいえば増えるわけですね。先生の仕事が、負担が増えるというふうに考えていいのかどうか、その場合の対策はどうされているのかどうかを聞きたい。

委員長（今田佳男君） 総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 今、例として英語の話をさせていただきましたが、当然コマ数に応じて英語の教員が必要であれば英語の教員を1名増やしていくということは考えていけないといけないということでございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確かに必要であればというのがありましたけど、今聞く範囲では、今度は小学校に教える分が増えるわけですから、今まで先生に余裕があったというのは聞いていませんから、長時間勤務があるわけですから、それはそういう現状の中で今度は小学校の高学年に対する、英語を限定して聞けばコマ数が増えると、先生は。ですから、そこは、必要であればというのはそれは明らかに必要ではないのかなと思うのですが、先ほどの先生が変わらないというのがあって負担が増えるという理解をせざるを得ないのですが、そこはどうなのでしょう。

委員長（今田佳男君） 総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 繰り返しになるのですが、一つの学校になりますので、組織自体がいろいろ変わってきます。例えば今までに係等は、小学校部門と中学校部門の係が1人ずつあったのが1人で済んだりとか、そういう校内での係、それから分担、分掌、

これも整理をされて統合されていくことで仕事が減ってくるということが考えられます。そういうことも含めて、例えば仕事の分担を、小学校の教員が幾らか減るからこの分担のここの部分を、今まで英語の教員がやっていた部分を引き受けましょうとかというふうに校内全体の仕事として分担をやっていきますので、どこかに1人そういう負担が大きくなるということは基本的にはないというふうに考えています。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 大切なところなので。今、長時間勤務の課題があつて、市が作った計画、短縮の計画というのですか、これは45時間という残業を前提にした分なのですが、それを、45時間を超える人をゼロにするということで3年間で取り組んでおられます。ですから、こういったことをすることによって、私がさっき言った英語の分では人を増やさない限り増えるというのを大分危惧する。しかし、そこが明確なといいますか、残念なのですけれども、それぞれ今ある先生の残業されている時間がありますよね。これは今データがすぐにはないかも分かりませんが、それが来年新しく導入したことによって、忠海学園導入になったとして、先生の時間自体も大幅にといいますか、短縮できるというのは明言できるのでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 勤務時間のことをいうといつも同じ繰り返しになるのですが、時間があればいろんなことを、別のことをするということになりますので単純にこうしたからこの時間が減るというものではございませんが、例えば小学校の教員が英語を教えようというのは大変な苦勞が要ります。それが、専門性のある中学校の教員が英語を教えるというのは全然負担が違うのです。そういうことを考えれば、当然その部分は楽になるという部分がございますので、繰り返しになるのですが、どこがということではなくて全体的な分掌として整理をしてまいりますので、数字が減るかどうかわれれば、少し減ったらその部分で何か別のことをやってしまう部分がございますのでそれは明言することはできませんが、それによって過度な負担が増えるということは全くないというふうに考えています。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） その一番ポイントのところを明言していただけなくて大変残念です。

そして次に、最後の質問にしたいと思うのですが、小中一貫教育、施設一体型を含めて

今回の義務教育学校にしても、小中一貫教育の分では、中1のギャップといたしますか、いじめ、非行とか不登校とか、そういった小学校から中学校に上がるころの中1ギャップというのが解消できるのではないかとということで、先ほどそこは成果があったというようなことを言われたのですが、具体的にいじめ、不登校の件数とか、それはどういう取組をしたからそれが減った、こういった義務教育、小中一貫教育の中でこういう取組をしたから減ったとか、そういう成果があったということは、科学的といたしますか、そういうデータなりを基に説明できるなら教えてほしい。

委員長（今田佳男君） 総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） ごめんなさい、今現在データを持ち合わせておりませんが、小学校と中学校で例えば一緒に遠足に行ったりとか、運動会をしたりとかということで、小中全体で本当に温かい人間関係ができていっているのは間違いございません。これは保護者からもずっと言われてきておりますし、今回吉名学園のほうで義務教育学校をスタートしておりますが、こういうことについては大変効果的なものであるということをお聞きしております。地元の方からもそういう声は聞いておりますし、現実に見ていただければ一番分かりやすいというふうに思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） すみません、吉名でやっている分で成果が出ているということで、僕はなぜ忠海を義務教育にしないかとずっと思っていたのですが、吉名さんは前期、後期で6，3ですよね。僕たちがずっと先進地を見て回っていた時代には、大分でしたけれども、4，3，2とか進学を考えたものがありました。

進学を考えた、6，3ではなくてもう少し後の1年とか2年を進学のためにというのがあるのですよ、学校によっては。それで、そこはなぜかというと、高校入試でつまずくと、浪人というものはあるのかもしれませんが、人生観が変わって、僕の経験ではとんでもないところに行ってしまった人がいました。ですから、ぜひその人に合った進学ができればということは大変なところだと思うのです。中1ギャップも大事ですけども、その次は、高校入試というのは初めての経験ですから、そこでより分けられるみたいなのらい経験をしないといけないので、ぜひそのことを考えながら、6，3だけではない方向も必要だと思うのです。それはその学校ごとで決めるわけにはいかないと思うのですが、それは竹原市のほうで考えていくことなのですか。

委員長（今田佳男君） 総務学事課長。

総務学事課長（吉本康隆君） 現在竹原市においては、中学校から自由選択制を導入しております。ですので、他の小学校から学区の違う中学校を選択して進学するということが可能になっておりますので、6，3という塊についてはこれを崩すとほかから行けなくなったり、逆ということが難しいということで、今現時点では6，3という形を取っております。

ただし、教育内容の編成としては6，3ということにこだわるのではなくて、例えば、先ほども出ていましたが、教科担任制をしいておりますので、中学校の教員が小学校の6年生の授業に入ることで本来は中学校でやることを事前に小学校で少し説明したりということを行っております。そういう意味では、6，3というよりは、学力の向上にもかなり効果が出ているというふうには判断していて、実際に吉名学園の中学生の学力は教科担任制を導入してかなり上がっているということがございますので、こういうことが高校入試についても効果的ではないかというふうには考えております。

委員長（今田佳男君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 学力向上というのができれば、そこが一番大切なところだと思うので、人それぞれではありますが、希望する方には十分な教育環境を整えられるようにぜひほかのところの、大分なんかは進んでいるのよね。ああいう先進地をぜひ見ながら、竹原も方向性を見いだしていただければと思います。

以上です。

委員長（今田佳男君） 答弁よろしいですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（今田佳男君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前11時59分 休憩

午後0時00分 再開

委員長（今田佳男君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で、会議規則第117条の規定に基づき、委員外議

員の出席要求または発言の申出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしと認めます。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明，質疑，答弁を踏まえ，付託議案に対する意見，今後の審査の方向性など，発言のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ないということで，次に行かせていただきます。

以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので，暫時休憩いたします。

しばらくお待ちください。

午後0時01分 休憩

午後0時01分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論，採決に入ります。

議案第96号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第98号市立竹原書院図書館の指定管理者の指定について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第98号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第99号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第101号竹原市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第101号に反対をいたします。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第102号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第104号竹原市地域振興基金条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第106号令和2年度竹原市一般会計補正予算（第8号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第106号の議案に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。

また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

またあわせて、議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

次に、総務企画部より報告の申出を受けておりますので、これを許可いたします。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） すみません、お時間を頂戴し、ありがとうございます。

本定例会の会期中におきます追加議案の提出の予定についてでございます。

追加議案は、補正予算でございます。内容につきましては、低所得のひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に関するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな混乱が生じていることを踏まえまして臨時特別給付金の支給を8月に実施しているところでございます。ひとり親家庭は、もともと経済的基盤が弱く、厳しい状況にある中でその生活実態が依然として続いていることを踏まえまして、年末年始に向け、既にこの給付金の支給を受けている方、または申請している方に対しまして再度給付金を支給することの補正予算を追加しようとするものでございます。このことは、12月11日、明日閣議決定されまして、国の予備費を活用しての事業ということでございます。全額国庫負担ということでございます。

こちらにつきましては、本定例会最終日であります12月18日に採決が得られますよ

うに手続を進めてまいりたいと思っております。また、明日の民生産業委員会では、その他報告でこの特別給付金の内容につきまして御説明申し上げることといたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） ありがとうございます。

次に、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他、継続審査、調査について御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後0時07分 閉会